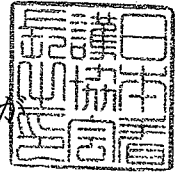


平成 28 年 6 月 6 日

厚生労働省健康局
局長 福島 靖正 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すすき



保健師や地域保健施策等に関する要望書

厚生労働省健康局におかれましては、日頃より国民の健康づくりや地域保健等の施策の充実のためにご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

この度「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会」の最終とりまとめがございました。この検討会では、自治体保健師に求められる能力についての整理がなされ、保健師のキャリアラダーやキャリアパスが盛り込まれました。獲得すべき保健師の専門性が明確になったことは、地域保健の重要な担い手である保健師が意欲や目標を持ちながら活動を進めていく力になると考え、本会としても評価しております。

行政保健師は、家族のあり方や社会の変化を受け、これまで以上に、地域包括ケアシステム体制構築推進のけん引役となることはもちろんのこと、子育て支援、虐待防止、生活習慣病の重症化予防、認知症予防や見守り対策、健康危機管理等に取り組むことも求められております。これらに迅速かつ的確に対応するためには、組織全体で保健師の人材育成に取り組むことや、多方面での連携の推進・協働が求められています。

こうしたことに鑑み、今後の様々な施策の実施にあたっては、次の事項につきましてご尽力を賜りますよう強く要望いたします。

重点要望

1. 保健師の系統的な現任教育体制の整備
2. 統括保健師の配置推進及び育成・能力向上

1. 保健師の系統的な現任教育体制の整備

[要 望]

1) 保健師の系統的な現任教育体制の整備を、一層推進されたい。

要望の背景

このたび、「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会」の最終とりまとめが行われ、保健師のキャリアラダーやキャリアパスの必要性や内容が示された。今後は、保健師がキャリアラダーに沿って専門的な能力を獲得し、質の向上を図ることと、キャリアパスを意識しながら、役割や職位等を獲得していくことが、連動する必要がある。これらのことは、地域の人々により良い保健・医療・福祉・介護等を提供していくことにもつながると考える。

そのため、自治体における保健師のキャリアラダー及びキャリアパスの推進については、各自治体での活用例等の情報を集積し、広くその情報を提供して頂きたい。

加えて、先般発出された「地域における保健師の保健活動指針」の中にも、地域診断に基づくPDCAサイクルの実施、個別課題から地域課題への活動の展開、予防的介入の重視、地区活動の強化、地区担当制の推進、部署横断的な保健活動、地域のケアシステムの構築、人材育成等が基本的な方向性として示されている。

この保健師活動指針の活用も含め、保健師の高度な保健師専門性に係る能力が維持・向上し続けられるよう、保健師の系統的な現任教育体制の整備を一層推進されたい。

2. 統括保健師の配置推進及び育成・能力向上

[要 望]

- 1) 保健師活動指針に明記されている統括保健師の配置を推進されたい。
- 2) 統括保健師の育成及び能力向上を図られたい。

要望の背景

保健師に期待される役割は拡大し、保健師の活動領域・分野は広がっている。こうした実態から、保健師は様々な分野に分散し配置されるようになってきた。そのため、分散配置されている保健師間の連携・協働を図り、健康課題を整理しながら、効果的な保健活動を実践するために組織横断的な取り組みを行う統括保健師の配置は必須であると考え。統括保健師の配置を推進するにあたっては、上記のキャリアラダーやキャリアパスの中でその位置づけや機能を明確にしていくことが必要であると考え。

また、統括保健師は、組織横断的な取り組みの中で、保健師の人材育成などを計画的に行う機能も果たしており、統括保健師をすべての自治体に明確に位置付けることは不可欠であると考える。

しかしながら、7都道府県に統括保健師がおらず、市区町村においては配置が100%の県もあれば、1割にも至っていない県もあることが、平成27年度保健師活動領域調査からも明らかになっている。人材育成や保健師活動の推進、自治体や関係機関との連携推進においても、統括保健師の機能の発揮が求められる。

これらのことを鑑み、統括保健師の配置を推進及びその育成の体制を推進されたい。